

平成26年1月30日

4月からの消費税UPに伴う対応について

一般社団法人日本測量機器工業会
検定センター 鈴木晶夫

4月より消費税が上がるのに伴い検定センターでの対応についてご説明いたします。

検定センターでの売り上げは、出荷基準になっておりますので4月1日以降の発送検定品から消費税の8%が適用されます。

注意していただきたいのは、3月中に受付をした検定依頼機でも出荷が4月1日以降であれば8%が適用されるという事になりますから適用前に処理をされたい場合は余裕を持って早めにお出してください。

標準納期は、実働日数がTSで1週間、GNSSで10日程度かかります

一方、検定の継続処理をする場合、1か月前から検定が可能ですから4月中の有効期間がある機器については、早めに対応いただき3月中の検定をお勧めいたします。4月中の有効期間と言っても実際には、4月末ぎりぎりでは対応が難しく有効期間がH26年4月26日までの器械については、納期の日数余裕を見てお出しただければ3月末までの出荷で対応できると思いますので事前に確認ください。

3月末に近づきますと依頼が集中して納期がいつもより余計にかかる事が予想されますので余裕をみて早めに対応ください。

以上